

厚岸町条例第35号

岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月19日

厚岸町長

三浦克宏

厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年厚岸町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「一部」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき町長が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定（「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。